

様式第十二(第五十七条第一項関係)

(表 面)

三 第二十条の十五第一項(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

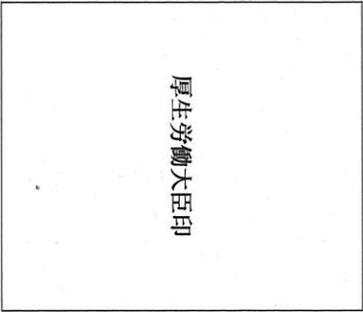
水道法検査証

第 号

平成 年 月 日交付
平成 年 月 日まで有効



官職又は職名
氏 名
生 年 月 日



この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第二十条の二中「前条第三項」とあるのは「第三十号、第二十条の六第二項、第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十二から第二十条の十四まで、第二十条の十五第一項並びに第二十条の十六第四号中「水質検査」とあるのは「簡易専用水道の管理の検査」と、（中略）第二十条の十五第二項中「前項」とあるのは「第三十四条の四において準用する前項」と、（中略）第二十条の十五第一項中「登録水質検査機関」とあるのは「第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、（中略）第二十条の十五第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条の四において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

備考 この用紙は、日本工業規格A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。